

原発問題プロジェクト 弁護団との連携

東京三会復旧復興本部 原発問題PT 第二東京弁護士会

長谷見 峻 一

1 東京三会復旧復興本部と弁護団の結成

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団（以下「当弁護団」という。）は、平成23年8月12日に東京三弁護士会の有志によって結成され、平成24年5月22日現在で団員数305名にのぼる全国で最大規模の弁護団である。

当弁護団は、東日本大震災による原発事故を原因とした損害賠償請求の代理を行う初の弁護団であった。当弁護団の結成を皮切りに、福島をはじめ全国各地に弁護団の結成が進められることになった。各地の弁護士に対し、損害賠償を現実に考える時期であり、膨大な被害者をどのように支援・救済すべきか弁護士が本気になって検討しなければならないという強いメッセージを示せた結果ではなからうか。

このような先導的な役割の弁護団を結成することができたのは、東京三会復旧復興本部（以下「復旧復興本部」という。）の継続的な被災者支援活動があったことに他ならない。

復旧復興本部は、平成23年3月11日の東日本大震災発生直後に、東京三弁護士会災害対策委員会によって設置され、以降、同月23日から東京ビッグサイトや東京武道館等都内の大規模避難所にて集中相談会を開催し、弁護士会館での電話・面談相談の常設を決め、被災地出張相談会や都内に分散して避難している各被災者のために相談会を順次開催するなど、被災者に情報を発信するとともに、直接生の声を聞くことに全力を注いだ。

かかる復旧復興本部の活動の中で、原発事故被災者については被害が現在進行中であり、当時事故から5か月が過ぎようとしていたにも拘らず、未だ生活再建のめどが全く立たないという深刻な事態に陥っていることが明らかになった。また、東京電力株式会社と原発事故被災者との和解仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解

決センター」）が開設され、平成23年9月1日にも申立受付を開始するという状況において、一刻も早く被災者に対する具体的な法的支援が求められているところであった。そのため、復旧復興本部にて活動する会員らの呼びかけにより、具体的に損害賠償を受任する機関として当弁護団が結成されることとなった。

当時あまりにも膨大な被災者の前に、誰しもが二の足を踏んでいた状況の中、弁護団なしには救済なしということを断言し、弁護団結成という大きな一歩を踏み出せたのは、被災者の生の声に裏付けられた復旧復興本部の、被災者のために真に必要な活動を行動に移さなければならないという強い信念の賜物であった。

かくして当弁護団は結成され、紛争解決センターの第1号事件にて不動産賠償を初めて認めさせることに成功し、地域を挙げての集団申立に着手するなど、被災者支援の第一線をひたすらに進んでいる。

2 復旧復興本部と弁護団との連携

このように、復旧復興本部は当弁護団の結成に大きく寄与したのであるが、結成以後も両者は密接に協力し合って被災者支援の途を模索している。弁護士会と弁護士の有志によって結成された弁護団とでは、その立場の違いから相容れないこともあるようであるが、東京三会復旧復興本部と当弁護団の間にあるのは、ただ被災者のために何が必要かということに尽きるため、被災者支援に向けて邁進していくのみであった。

具体的な連携内容は多岐にわたるが、集約すれば、復旧復興本部指示の下、弁護士会が開拓し、弁護団を紹介し、弁護団がそれを請け負うという関係にあったといえる。

弁護団は、具体的に事件を受任する以上そこに弁護士費用の問題が生じるため、依頼者との利害

関係が避けられない。そのため、被災者の側も委任を勧める弁護団の話ニュートラルに聞くことができず、余計なバイアスがかかってしまう。他方弁護士会の活動は純然たるボランティアであって、弁護士と被災者との間に何らの利害関係もない。また、弁護士会という公的団体の信頼感は、私的な団体である弁護団とは一線を画する。そこで、各地における弁護士会の相談会では、弁護士会が弁護士代理の必要性を説き、その受け皿の一つとして弁護団を紹介し、弁護団への委任を希望する者には弁護団が具体的に事件を受任するという流れが構築されていった。

この流れの最たるものが、南相馬市の各地域における集団申立である。

弁護士会は、南相馬市から出された支援要請に基づき、南相馬市にある130の行政区にて相談会を開催することになり、平成23年9月23日から同年12月24日の間の土曜日と日曜日に、1日20名前後の弁護士を現地に派遣することで、要請のあった全ての区域にて相談会を開催した。この一見無謀とも思えた精力的な活動を経たことで、南相馬市の区長らを中心とする地元住民と、東京の弁護士との間に強い信頼関係を築くことができた。

その結果、南相馬市の原町区や小高区を中心とする各地域から、地元住民が集団となって損害賠償

を行いたいという要請を受け、当弁護団では南相馬市の各地から3000人を超える委任希望者が集まることとなった。

南相馬市以外でも、同じように弁護士会の活動から弁護団の集団申立に発展した例がある。例えば飯館村長泥地域では、損害賠償に関する情報の提供をするとともに、地元住民の賠償に対する意識調査をするべく、復旧復興本部から長泥地区の地区集会上に弁護士を派遣した。4日間計5回における相談会の結果、長泥地区住民の決意が固まり、弁護団が地区を挙げての集団申立に取り掛かることとなった。

その他、弁護士会主催の都内相談会においても、弁護団への委任希望者が現れれば、弁護団を紹介している。

反対に、弁護士会が、弁護団から紛争解決センターへの申立てを行った当事者の紹介を受けることもある。実際に弁護士とともに紛争解決センターへの申立てを経験した当事者の生の声は、被災者にとって最も興味のあるところであって、当該当事者の講演会を含めた相談会では多くの被災者が参加している。

3 総括

原発被災者の損害賠償請求に対する支援活動は、

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
【問い合わせ先】03-3581-2257（第二東京弁護士会）

ADR1号事件和解当事者 佐藤龍三さんによる講演会

～原子力損害賠償紛争解決センター
東京電力と和解するまでの6ヶ月～

開催日時 **3月24日(土)13時～16時**
※14時以降は佐藤さんとの懇談会・弁護士による個別無料相談会も行います。
場所 **東雲住宅集会所**

原子力損害賠償紛争解決センターとは？
原発事故の損害賠償に関する紛争解決のために、新たに政府が設置し、2011年9月1日に受付を開始した、紛争解決機関(ADR)です。仲介委員が被害者・東京電力双方の意見を聞いて、賠償の和解案を出します。

佐藤さんはどんな人？
佐藤さんは大熊町から都内に避難してきました。8月に東京の原発被災者弁護団に依頼をし、2011年9月1日に全国で一番最初にADRの申立をしました。東京電力に対し不動産の損害をはじめとする損害賠償請求をし、2012年2月27日に和解をしました。今回の講演では佐藤さんが最終的に和解に至ったいきさつ、そこでの苦悩や悩みについて当事者の立場から話をしてもらいます。和解内容は裏面に!!

佐藤さんの和解内容

建物の損害約1400万円、家財の損害475万円、慰謝料額一人あたり142万円(平成23年3月から11月までの分)、ペットの死亡慰謝料一人あたり5万円、弁護士費用等を含む損害として申立人ら(ご夫婦)の損害として計2312万7050円を平成24年3月9日までに支払う内容で和解

Point1 不動産をほぼ全損と評価して、損害賠償の対象とした。

Point2 交通費、宿泊費、治療費の出費等、争いのなかった部分を除いて、清算事項は設けない(*今後、追加請求ができる余地を残しています。)

Point3 仮払補償金の160万円(1世帯)は今回の和解金からは控除しない

Point4 避難生活に伴う慰謝料については、9月以降月額10万円とし(中間指針では月額5万円に減額)、さらに申立人らの事情に基づいて60万円づつ合計100万円を増額

Point5 賠償額の3%相当分を弁護士費用として加算する。

? **佐藤さんにこんな質問してみませんか？**

- ★ ADR手続きではどんなやりとりがあったのですか？
- ★ 東京電力はどんな対応をしていたのですか？
- ★ 弁護士に依頼してみようでしたか？
- ★ 何が一番大変でしたか？
- ★ これからどうするのですか？ などなど

・当日は弁護士も多数来ます。後半の相談会ではご自身のことをお気軽に色々ご相談下さい。
・復興のための「暮らしの手引き」(最新版)も無料配布します。

事故から一年を経てなお序盤の段階、すなわち受任の段階にすぎない。福島の各地域で、集団申立の声が上がってきてはいるが、いまだ不十分である。弁護団は、依頼を受けた被災者の賠償実現に向けて全力を尽くすことで手いっぱいであり、支援の手

が伸びていない地域をいかに救済すべきかは、弁護士会が大局的な見地から行うほかはない。

同じ目的をもった異なる立場として、弁護士会と弁護団とは適切な役割分担を担う必要がある。